

# 論文の和文要旨

論文題目 近世日本における奴隷問題とイエズス会

氏名 Rômulo da Silva Ehalt (ダ シルバ エハルト、ホムロ)

鉄砲伝来から17世紀半ばまで、日本人が奴隷化されて海外に連れて行かれたという研究が近年注目を浴びるようになった。2007年以降、このテーマはいくつかの研究者に取り扱われるようになった。近年の研究でポルトガルなどからの外国商人は日本人の所従、下人、年季奉公人を海外に連行しているが、それらの人々は植民地社会では奴隷と認識されたということも分かっている。しかも、奴隷化された日本人がペルー、メキシコ、ポルトガル、スペイン、イタリアなど世界各地に点在していたことを証明する数々の史料が紹介されてきている。日本人召使いを買い求めた外国人の仲介役を果たしたイエズス会は、日本の奴隷貿易に主要な担い手となったと明らかになっている。つまり、そういった研究の焦点は簡単に言うと、日本人奴隷貿易の構造とその地理的な範囲という二点に当てられている。

ここまでの研究で分かったのは、1590年代までにイエズス会が日本の奴隷貿易に対して肯定的な姿勢を見せていたが、1598年長崎で開かれた会議によってその態度がからりと変わって日本のイエズス会士が日本人奴隷貿易を非難するようになったということである。しかし、イエズス会が日本人の奴隷化を如何に正当化したのかという問題はいまだ解決していません。本論文は、イエズス会の召使にあたる人々に対する規則や、日本人奴隷化に対する神学的な解釈を分析し、日本人奴隷史を思想史として再設定する。言い換えると論文の本題は、イエズス会が日本人の奴隷化を支持するいかなる神学的や法的な理念を整備したのか、そして、いかにそれらの理念を廃棄して16世紀末にそれらの行動を非難するようになったのかということである。

今までの研究で分かってきたことをまとめると、1550年代からポルトガル人は中国人と日本人を九州で購入していた。イエズス会士は速やかにその貿易の仲介者になって、奴隷を買うことを許可する公認証のようなものをポルトガル人に発行するようになったことが明らかにされている。豊臣秀吉は奴隷貿易の実態を知り、1587年にそれを禁止した。イエズス会は1596年になっ

て初めて日本において奴隷取引する者をキリスト教から破門とすることを定めた。司教の死後に破門令が無効になり、1598年新司教が破門令を再び制定した。その後、日本人の奴隷化を禁止するようポルトガル国王に働きかけるが、インドのポルトガル人が反対して、その策略は失敗に終わったとされている。

本論文は問題として提示したいのは、日本のイエズス会が日本人の奴隷化を神学的な理念を適用して弁解したことである。そのため、日本人奴隷史にとって『正当性』(Justification)という点はとても重要な歴史的なテーマになる。本題に入る前に近世の『奴隷』(英: early modern slavery)という概念の歴史的な変化、そして近世奴隷の正当性の歴史を分析した。近世奴隷史の研究は、奴隷制の合法化と正戦論(Just War Theory)との関係性を重視するが、その関係性が妥当なものではないと指摘した。奴隷の正当化の理由として正戦論を使用することは、13世紀に始まってヨーロッパ諸勢力のキリスト教徒とイスラム教徒の衝突から生まれた捕虜の奴隷化から始まった歴史的なプロセスである。16世紀には、奴隷の合法性(Legitimacy)を決める権力は神学者にあった。ポルトガルが支配していたアジア各地においては、イエズス会士こそが戦争と奴隷化の正当性を決める責任者になって、重大な役を果たしたのである。

先行研究では、奴隷という意味のポルトガル語 *escravo* とスペイン語の *esclavo* という語は所従、下人、年季奉公人などをさすことが分かるが、いつからその関連性が生じられたのかがいまだ不明である。本論文では、日本への上陸以降ヨーロッパ商人は日本に存在していた「不自由的な労使関係」のことを奴隷と呼ぶようになったことが分かった。従って、日本人奴隷というのは、日本にあった不自由的な労使関係をヨーロッパ人たちが自分の基準からそれらの労使関係を解釈して生まれた概念である。しかし、この論文で指摘するように、日本人奴隷貿易の初期からイエズス会はこの概念的な奴隷化に対して抵抗した。当時の状況を考えると、宣教師は日本のキリシタンたちを奴隷という汚名から守ろうとしたのではないかと考えた。

このころ、アジア生まれの人々の奴隷化の正当性が疑われ始めた。1550年ゴアの宣教師がイエズス会創立者のロヨラに、アジア生まれの奴隷化の正当性を訴えた。ロヨラは、その解決をインド在住のイエズス会に任せると返答した。当時、神学者たちは *Tutiorism* (安全採用説) といえる考え方の基に真偽のあいまいな問題に取り組んでいた。キリスト教の教義にたいして違犯の可能性があったときは、宣教師たちは倫理神学手引書や決議論の手引書の条文を厳粛的に従って問題を解決するとき最も安全な答えでなくてはならないという時代であった。それゆえに、奴隷の正当性に関して疑問があると奴隷の解放を促すべき

であったという考えが主流であった。しかし、当時ヨーロッパのイエズス会幹部たちにとって経済的や政治的にアジアの植民地の奴隷の正当性を疑問に思えば解放しろということを行うのがとても困難であったので、ロヨラは現地のイエズス会士たちにその結論を任せたと指摘したいである。結果的に、あいまいな奴隷化を黙認することになった。

1567年に、ポルトガル領インドのゴアでは、第一回地方公会議（Primeiro Concílio Provincial）が行われ、ポルトガル領の中の奴隷の合法性を改めて定義した。会議は中世的な定義を改めてポルトガル領域以外の地域の法律が正当な場合奴隷の合法性を認めた。つまり、ポルトガルの管轄域の外で行われる奴隷化の正当性が正式にポルトガル勢力に認められている。

先行研究では、1570～71年ポルトガル王様セバスティアンが、奴隷化されていた日本人のことをかわいそうと思い、奴隷化を禁止したというように説明されている。本論文では、こういった法律の制定によって日本のイエズス会士は有利な立場に立つようになったと指摘した。しかも、先行研究はセバスティアン国王の法令を失敗としてみなしてきたが、本研究ではその法令が日本におけるイエズス会が有利的な立場を確保するように寄与したことを明らかにした。

1560年代初頭にさかのぼると日本のイエズス会士は、ポルトガル人たちに奴隷購入の許可証を発行し始めた。先行研究ではその実態は指摘されているが、本論文では、制度化した慣習であったこと、そして計画的に行われていたことであったと指摘した。それで、イエズス会の許可証制度は、ポルトガル人と九州の豊後国の日本人との間の貿易を仲介するために始まったものであると分かった。先行研究によると、この頃の豊後の国の大友家は、東南アジアの国々との外交関係の上日本人の女性を海外に送ったりしていたとわかっている。そのため、おそらくポルトガル人との奴隷貿易はこういった習慣の延長として生まれたのではないかと本論文で指摘した。

次は、日本人奴隷に対するイエズス会士の神学上の解釈を紹介した。そういった点に触れる文書が数少ないが、一つの大きな鍵になったのがラテン語であった。教会の公用語であったため、ラテン語で日本の不自由的な労使関係は如何に解釈や翻訳されていたのかがとても重要なポイントである。従って、そういった関係に陥っていた労働者に対して宣教師たちが二つの解釈を取り入れたことを本論文で確認できた。簡単にまとめると、日本社会における召使いのことをラテン語で *famuli* と呼び、そして海外に連れて行かれた日本人を *servi* と呼ぶようになっている。ローマ法の伝統を基にしてできたカノン法上では、前者は正式に奴隷になることなく、自由人と同様に扱われる。後者は法律的に奴隷となっていた。

当時の解釈では、たとえ解放されたとしても奴隷であったという汚名を一生抱えることになっている。法律上では、そういった人は *ingenuitas* という自由人の性質を無くして、カノン法と法律では自由人と別の扱い方されていた。

日本のイエズス会は日本から海外への日本人奴隷の売買を支え続けたが、マカオ在住宣教師が1570年頃にゴア在住のイエズス会神学者ロドリゲスにその状況を訴えた。ロドリゲスは、日本イエズス会が整備していた許可証制度に問題点の可能性があると認めるが、現地日本にいる宣教師たちが自分より状況を把握しているはずなので決定を避ける。その結果、日本国外では日本人奴隷化問題が完全に現地の宣教師たちに任されて、黙認の状況が生じられたと指摘した。

史料の整理によって、1587年以降豊臣秀吉が数々の法令によると日本人奴隷化問題に対する対策をとり、イエズス会が許可証制度を改めて考えるようになったことが分かった。来日したヴァリニャーノ巡察師は日本人の奴隷化に対する許容的な姿勢を疑いはじめ。ここで、『デ・サンデ天正遣欧使節記』が重要な文書となる。そこでは、日本人の奴隷化に対する非難が見えるが、ヴァリニャーノは二種類の奴隷がいるということを説明する：悲しき隷属関係 (*tristem servitutum*) の黒人奴隷と、ポジティブな側面もあった日本人奴隷である。本論文では、こういった関係を容認可奴隷関係 (*tolerable slavery*) と呼んだ。

日本人奴隷化の容認の裏に、二つの理念が採用されていたということが分かった：占有する主人（この場合は奴隷の主人）の権利を優先してもよいという原則の *possidentis* と、害を及ぼすつもりがない当事者がとった行動を許してもよいという概念の *bona fides* である。従って、日本人が日本の慣習に基づいて作った隷属的な関係はイエズス会によって正当化されることができた。こういった理念の適用は、蓋然論 (*Probabilism*) がイエズス会士の間採用されて普遍的になっていたことを反映している。

しかし、1598年日本司教が日本からマカオに戻って、日本人の奴隷化に関わる商人に対する破門令を制定したが数日後無効になった。司教の後継者が同じ1598年来日し、会議を催してこの問題を議論し、奴隷化を支持する神学的な理念を放棄するようになった。結果的に、宣教師たちは日本奴隷化問題から離れることを決めた。それから、この問題を世俗的な司法 (*Secular law*、若しくは *Foro secular*) に任せることにしたと本論文が指摘した。

1598年以後イエズス会は日本人の奴隷化問題を避け続けた。1612年、伝道団の副管区長が会の施設のルールを変更し、奴隷の正当性に関する問題には宣教師が干渉しないように定められた。それにしても、Manuel de Sá の『金言

集』が日本で出版されていたことから考えると、日本で合法的に奴隷を手に入れるやり方があったのかもしれないと指摘した。1614年、イエズス会は幕府に追放され、キリシタン信徒組織を通して日本人の奴隷化に対して抵抗し続けた。

本論文で示されているように、日本のイエズス会が使用していた理念は、他の地域の宣教師らが使用していた理念との共通点が明らかになった。これによって、これから日本の宣教師と他の地域との宣教師との共通点が明らかになることが可能となった。しかも、日本イエズス会が直面した理念的・方法論的な問題に対する新しい側面の検討が可能となると考えている。思想史として再設定された日本の奴隷貿易はイエズス会が日本で布教活動を展開していた最中に様々な神学的な課題をもたらせたと分かった。結論として言うと、イエズス会士は日本人の奴隷化という歴史的な現象が、日本の不自由な労働者とポルトガル人の主人の間に労使関係を成立させた結果だという解釈を行なっている。次は、日本の宣教師はこの不自由な労使関係に対して奴隷という概念の使用を制限して、こういった日本国内の主従関係がアフリカの黒人奴隷と性質的に違うものであると主張した。さらに、ローマ法の伝統から受け継がれた自由人と奴隷という二分法的な社会分類を日本に適応することが困難であった。そのため、イエズス会が国内の労使関係と奴隷の概念を別のものとして解釈を行なった結果、日本人の奴隷化が外国の商人に売却されて国外に連れて行かれるときに限るというように理解したことが分かった。

本論文が日本人奴隷史に貢献できるのは、日本人奴隷化問題に対するイエズス会の関わり方の裏には慎重な考慮があったことである。1590年代以前に、日本人の奴隷化を認めていた裏には神学的な理念を使用していたことも、1598年以降奴隷化を非難するようになってからその理念が放棄されたときでも、どちらも蓋然論の出現と論争の影で行われている。しかも、本論文のもっとも大きな貢献は、日本人奴隷史を思想史として再設定することにより当時のイエズス会の考えや行動を理解するには神学との関係を考えることによって新たな側面が明らかになることが可能であるということである。日本のイエズス会の行動と歴史を考える時には、宣教師と神学との歴史的な関係を考えることの重要性を示したと思う。